

「対象外」年金 訴えたら支給

加入者の配偶者に支給される年金の一部が支給対象外とされた7人が訴訟を起こしたところ、いずれも国側が判決を待たずに全額を支給していたことがわかった。支給要件の有無の確認があいまいだったのが原因とみられる。支給対象外とされた人は約4万5千人いるとされ、原告弁護士団は「ほかにも支給を受けられる人がいる」と指摘するが、国側は再通知や調査はしないという。

振替加算

厚生年金や共済年金（15年に一元化）の加入者の配偶者（大半は妻）が、65歳から支給される基礎年金に上乗せされる年金。国民年金が任意加入だった時期の

専業主婦らの年金額を増やす狙いで、1991年に導入された。支給要件は、加入者と住民票が同じなど生計同一関係があり、66年4月1日以前の生まれで、配偶者の年収が850万円未満など。

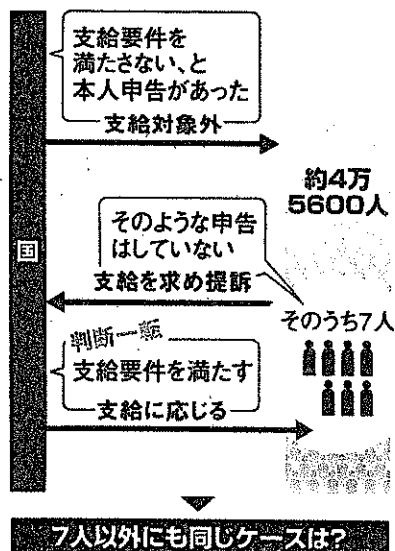
振替加算 4.5万人に漏れか

厚生労働省は2017年、事務処理のミスなどで、公的年金の支給漏れが見つかったと発表。年金加入者の配偶者が65歳になると年金額に上乗せされる

「振替加算」が、約10万人に対し総額約598億円の未払いだったとした。一方、これとは別に約4万5千人については、未払い対象ではないとも公表し

未払い年金をめぐる訴訟の経緯

厚生労働省などへの取材から



「簡易な救済制度を」指摘

振替加算の支給対象外とした国の確認作業は、一方的で不十分。そんな実態が取材から浮かぶ。厚生労働省側は支給漏れ

が発覚した17年、約4万5千人を対象に「生計維持関係がない旨の申し出があることから振替加算は（支給）していない」との通知

書を送付した。だが、少なくとも原告7人は申告をしておらず、原告弁護士団は「通知内容は誤っている。心当たりもない」と話す。厚

た。年金加入者との同居などを示す「生計維持関係」がないと申告があったため、支給要件を満たさないというのが理由だった。申告に誤りがあると申し出て

も、時効を適用して過去5年分しか払わないとした。だが、このうち79、87歳の7人が19、20年、支給要件を満たすとして振替加算の金額払いなどを求めて東京地裁にそれぞれ提訴。

厚労省の年金局事業管理課は取材に、振替加算が支給されるべき対象者数は「不明」とし、あらためて調査する予定もないと回答した。一方で、「本人から年金事務所に相談があれば対応を検討する」ともした。

労省は「申し出がある」と通知したことについて、「（生計維持関係があるとの）申し出が確認できない」という意味だった」と原告側に釈明した。こうした通知書が作られた理由について、厚労省年金局事業管理課は取材に、システムの登録データを元にしたと説明。ただ、根拠となった書類は廃棄したため「確認できない」という。朝日新聞の情報公開請求では、通知書の作成経緯を示す資料は「保有していない」とされた。

判決前に原告らに全額を支給したことについては、「たまたま同じことが続いた」と話した。原告側代理人の淵脇みどり弁護士は「訴えたり申し立てたりしなければ、振替加算を支払わないというやり方は理不尽だ」と批判。年金制度に詳しい中央法科大学院・野村修也教授は「目指すべきは過不足のない支給。このままでは救われるべき人が救われない可能性がある。国は裁判に代わる簡易な救済制度を工夫するべきだ」と指摘した。（新屋絵理）